

平成 26 年第 8 回平取町議会定例会（開会午前 9 時 30 分）

議長

みなさんおはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。本日の出席議員は 12 名で会議は成立します。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定によって、6 番千葉議員と 7 番松原議員を指名します。

日程第 2、議案第 8 号平成 26 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 1 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

66 ページをお開き願いたいと思います。議案第 8 号平成 26 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3216 万 5 千円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出補正」による。歳出からご説明いたします。70 ページをお開き願います。6 款 1 項 2 目 23 節償還金利子及び割引料ですが、平成 25 年度介護保険の地域支援事業費の補助金が既に概算交付をされており、このたび精算確定に伴い介護予防包括支援事業の国庫補助金 72 万円、支払基金交付金 21 万 7 千円及び道負担金 42 万 8 千円の合計 136 万 5 千円の返還が必要となり、補正するものであります。次、歳入について説明いたします。69 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目 1 節繰越金、歳出の 136 万 5 千円を補正しようとするもので、償還金の財源を前年度繰越金に求めるものであります。以上で説明を終わりますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 2、議案第 8 号平成 26 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 1 号は原案のとおり可決しました。

日程第 3、認定第 1 号平成 25 年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、

日程第 4、認定第 2 号平成 25 年度平取町各会計決算認定についてを一括議題とします。監査委員からの意見書並びに決算書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定及び平成25年度平取町各会計決算認定については、議会運営基準111先例1により、正副議長を含む7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、認定第1号及び認定第2号については7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置しこれに付託して審査することに決定しました。特別委員会委員の選任につきましては、選考委員会の選考を省略し、直ちに指名推薦することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、特別委員会委員の選任については、選考委員会の選考を省略し議長が指名推薦することに決定しました。

それでは指名いたします。決算審査特別委員会委員には、2番丹野議員、7番松原議員、8番山田議員、9番藤澤議員、10番平村議員、そして正副議長を加えた7名を決算審査特別委員に指名します。以上のとおり指名することにご異議ございませんか。(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は議長が指名したとおり決定いたしました。

また、この決算審査を行うために、本議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、平取町議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議しました。休憩します。正副議長室におきまして決算審査特別委員会の開催を求めます。9時45分に議会を再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

(休憩 午前 9時35分)

議長

(再開 午前 9時45分)

再開します。休憩中に開催されました特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果について報告いたします。決算審査特別委員会委員長には8番山田議員。副委員長には7番松原議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

日程第5、報告第1号平成25年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

報告第1号平成25年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告をさせていただくもので

ございます。次のページをご覧ください。まず、健全化判断比率でございますけれども、ご覧のとおり平成25年度の決算におきましては、実質公債費比率のみが記入されてございます。恐縮ですが、別にお配りしております資料に基づきまして、各指標につきまして説明をさせていただければと考えてございます。資料をご覧ください。平取町の健全化判断比率平成25年度という資料でございます。最初に健全化比率とはということで若干ご説明をさせていただきます。これは法の規定に基づきまして公表いたします自治体財政の健全化を示す指標でございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標がございまして、この数値が大きいほど、財政状況は悪いとされまして、四つの健全化判断比率が悪化し、早期健全化基準になれば、自主的な改善努力が義務付けられる、いわゆるイエローカード状態となります。さらに悪化が進みまして、財政再建基準を超えると、国等の関与で財政の確実な再生を図らなければならない、レッドカード状態ということになります。それでは指標ごとに説明をさせていただきます。右側上の実質赤字比率でございますが、これは形式的に黒字であっても翌年度収入をその年度に繰り上げていたりですとか、歳入不足のため支払いを翌年度までに繰り延べるなど、実質的には赤字の状態を実質赤字といいます。一般会計における実質赤字が財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す指標でございまして、平取町の場合、この黄色の枠でございますけども、実質赤字比率は、25年において赤字が発生しておらず、0%となってございます。その下、連結実質赤字比率でございます。これは一般会計のほか、国民健康保険会計、簡易水道会計などの特別会計などの収支を合算した結果、実質赤字が生じている状況が連結実質赤字です。財政規模に対するこの赤字の割合が、連結実質赤字比率となってございます。平取町の場合、25年度におきまして赤字の会計がないということから、比率は0%となってございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率とも健全な状況にあるというふうに言えると思います。次に裏面をご覧ください。実質公債費比率でございます。実質公債費とは一般会計における起債だけでなく、簡易水道会計などの特別会計が起した起債に対する一般会計の負担などを含めた、実質的な起債償還費のことです。この実質公債費が財政規模に対してどのくらいの割合になっているかを示すのが、実質公債比率でございまして、過去3か年の平均によりまして、算出するということになってございます。イエローカード状態となる25%以上になると、単独事業にかかる地方債が制限される、またレッドカード状態である35%以上になれば、さらに、一般公共事業債についても制限がかかるというような状況になります。25年度の平取町の実質公債比率は、この枠の算出によりまして、7.8%となってございます。過去3年間23、24、25の3か年平均は8.6%となっておりまして、昨年度24年度数値が9.7%でございますから、1.1ポイント減少し健全段階にあるといえます。最後に、将来負担比率でございますが、平取町にはさまざまな将来への財政的な負担がございます。また一方で、

将来に備えての基金、将来負担に対する財源として見込める歳入もございます。また、町債の償還に関しては、普通交付税基準財政需用額に算入されるものもございまして、将来の負担から、それに対する財源見込みを差し引いたものが、財政規模に対してどのぐらいの割合になっているかというのが将来負担比率ということになります。これが 350 %を超えるとイエローカード状態ということになります。健全化計画の策定を義務付けられるということになってございます。平取町の将来負担比率は、24年度に引き続き 0 %と、実質計算上ではマイナス 14.2 %ということで、昨年マイナス 12.2 ですから、若干さらに改善しているというような状況でございます。この主な要因といたしましては、町債残高が減っているということ、それから、基金の規模が若干ではありますけれども増加しているというようなことがあげられると思います。経営健全化判断比率の説明は以上です。87ページにお戻りいただきたいと思います。資金不足比率についてご説明申し上げます。公営企業を経営する地方自治体は企業会計ごとに資金の不足額の事業規模に対する比率、資金不足比率を毎年度公表しなければならないとされてございます。これが 20 %以上となつた場合は、経営健全化計画を定めなければならぬとされてございます。平取町が公開しなければならない会計は、公営企業法の適用となります国保病院特別会計、非適用の簡易水道会計となってございます。25年度、両会計とも不足が生じていないということから、双方の会計とも比率が生じない状況となってございます。以上、説明させていただき、報告に代えさせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。9番藤澤議員。

9番

藤澤議員

9番藤澤です。この発表といいますか、説明があるたびに若干のことをいつも伺っているわけでありますが、この連結決算を求められたのがたしか平成 19 年だったかと思われるのですが、その当時、日高管内でも単純に言いますと大きな比率がこの平均値をもってしても、平取は例えば収支比率 20 のところが 19 であったり、あるいは 15 のところが 14.5 だったりと、どこの道内町村に照らし合わせても、かなり優良な部分であると。今回も同じ推移をたどっているのかなと伺っております。そして、この将来負担比率、これについてはいまだに各町は日高管内でも平均すると 30 から 60 の間をいってます。平成 19 年には 150 から 250 いってます。それで昨年度は確かにマイナス 9 %ぐらいであったが、昨年ですか、25年度についてはさらに 5 ポイントアップしている。単純に結構でございますが各町がまさに、町長が言われるところの乾いたタオルを絞ってでも、頑張って捻出して頑張ってやってるんだという各町の努力のあらわれも顕著であります特に平取町においては、将来負担比率が断トツ。原発を抱えるとか石油備蓄を抱えている町村と並ぶかそれ以上の優位な数字を持っているのであります。単純に申しまして、多分努力の結果なんです

という言葉が妥当だと思われるのですが、どの部分が功を奏して他町より将来負担比率が断トツに低いのか、単純明快にご説明をお願いいたします。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。この、国が義務付けている4指標の中でございまして、赤字を出すというのは会計上のやりくりからそういう状況にならないよう気を入れてそういう運営をするということになろうと思いますけども、それと将来負担比率につきましては、今後の当町の負担ということになりまして、各管内7町村と比べましても、比率は非常に良いというような状況でございまして、ご質問にありましたその要因は何かということでございますけれども、やはり平成16年7、8年ごろの大幅な交付税の落ち込み等も経験しまして、やはりその辺で、歳出も引き締めをかかったということもございますし、それから起債を、事業を行う上での起債を選択する上でもそれ以降ほとんどが交付税算入のある、いわゆる良質起債というものを選択して充当してきたというようなこともあります。それから顕著に交付税が落ち込みを示さないでこれは、予想に反したという、良い結果になりましたけれども、徐々に徐々に、いわゆるある程度の規模を確保して交付されたというようなこともございまして、それに伴う基金も若干ですけれども、増えたということもございまして、それらの要素を集めて計算するのが将来負担比率ということになりますので、交付税が堅調に進んでいるということと、基金が若干でも伸びたということと、それから良質な起債を選択して、起債して充当したと、この三つが大きな要因かなというふうに考えてございます。

議長 藤澤議員。

9番 藤澤議員 9番藤澤です。ただいまの説明のとおり、交付税の特にこの1、2年の減額にみられるようにですね、安閑とはいられない状況だとは思いますが、町長に伺います。私の気持ちといいますか体感といいますかね、感じた部分で、ふれあいセンターの償還が終わってから急に身軽になってきたのかなっていう数字、電卓に置きかえての計算、私は得意ではありませんが体感的にそういうふうに、数字上、上の階段を堅調に歩いてきたのかなというふうな考え方で今日を迎えてるという感じを持っております。とすると、今後控えている病院建設についても、ふれあいセンターを超える大きな出費となり、また、例えばテレビで見る首都高速道が50年60年経ってやがては全道路が架け替えになるのかなと、補修では済ませんのかなあと。地方に置きかえますとやっぱり生活インフラの大きな水道についてもですね、そういう意味の生活インフラについての大きな出費が次から次、毎年かぶってくる。そして、多分、私の計算上、この2年ではおそらく1億5千万を超えるような減額があったのではないかな

とそういうふうに推測をいたしますが、今後、あと2年後にはまた他町村と同じぐらいの規模の交付税措置がなされるというふうに私自身考えております。そういう、言うなれば、中期的といいますか、長期的な内容を申し上げましたが、それにもしてもこの10年大丈夫だ、堅調にやっていくという町長の心構えを一端お伺いいたします。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからお答えを申し上げます。まちづくり課長のほうからお話をございましたように、これまで平成13年14年からはじまつた、三位一体の改革によりまして、交付税も約10億程度削減をされたこと、またそれに伴つて財政運営できなければ平成の大合併ということで、合併が推進されたということ、それからもう一つは15年の災害、また18年の災害、このような三重にいろんな苦労がございましたけれども、このとき私思いましたのは、やはりこれはピンチにチャンスだなど。こういうピンチなときこそやはり、町民に状況を知つていただきながら、本当に乾いたタオルをさらに絞り込むようななかで今日に至つておりますし、そういう教訓のもとに、先ほど申しましたように交付税も景気によつては大幅に削減する可能性がございますので、少しでも、基金を積み増しをするような、そういった健全化に努力をしてきたところでございます。今後の取り組みとしても、やはりこれから人口減少だとか、大きな課題が山積をしているなかで、やはり立ち止まつては、これは発展をしていかないわけでございます。そういったなかで、今後いろんな老朽化した施設等もございます。そういうものについては、やはり、良質な起債を中心にながら、あるいは補助金をいただきながらですね、健全化をしながら、将来の子どもたちに負担を強いないような努力をしながら、今後ともこれまでの教訓を生かしながら、健全化のなかで、しかも大胆に積極的にやはり町を元気にする取り組みをしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ほか、6番千葉議員。

6番
千葉議員

私の場合、確認の質疑になろうかなと思いますけど、別枠でもらったプリントなんですけども、平取町の実質公債費比率、ブルーのかっこ書き9.7%という表示がございますけども、これは3か年の平均でいくんであれば公示される8.6%の間違いかな、単純にミスプリントかなっていうふうに感じますけど、9.7のブルーの一番上の部分ですね、ここがちょっと理解できないですね。多分単純なミスプリントかなというふうに一つ思っています。それと一番同じページの下の平成23年度10.2%、24年度7.9%はずした意図が何かあるわけでもないですよね。これも単なるミスプリかなっていう感じは

しますけども。それとできれば実質公債比率 7.8、小数点第 2 位の数字もおしえていただきたいと思います。以上です。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、大変申し訳ございません。資料の訂正でございまして、実質公債比率は 8.6 % でございます。% が付いてないのはこれも、単純に付け忘れということでご理解願いたいと思います。小数第 2 位につきましては 7.88 というところでございまして、これは切捨てというようなことの表示で記入せよというようなことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長 ほかございませんか。なければ質疑を終了します。以上で日程第 5、報告第 1 号平成 25 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わります。
日程第 6、報告第 2 号、
日程第 7、報告第 3 号、
日程第 8、報告第 4 号、
日程第 9、報告第 5 号、
日程第 10、報告第 6 号の請願及び陳情審査の結果報告について、以上 5 件を一括して議題といたします。常任委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

日程第 6、報告第 2 号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 6、報告第 2 号については報告どおり採択と決定しました。

日程第 7、報告第 3 号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 7、報告第 3 号については報告どおり採択と決定しました。

日程第 8、報告第 4 号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 8、報告第 4 号については報告どおり採択と決定しました。

日程第9、報告第5号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、報告第5号については報告どおり採択と決定しました。

日程第10、報告第6号について、採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、報告第6号については報告どおり採択と決定しました。

日程第11、請願第11号2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める請願について、

日程第12、陳情第2号再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める陳情について、

日程第13、陳情第3号「高校・大学教育の無償化」の前進を求める陳情について、

日程第14、陳情第4号「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める陳情について、

日程第15、陳情第5号「ゆきとどいた教育」の前進を求める陳情について、以上5件を一括して議題とします。この5件の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会において協議されており、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

8番山田です。提出されました請願1件、陳情4件について9月9日に開催されました議会運営委員会で協議をしました結果、以下のとおり、各常任委員会に付託して審査することで意見の一致をみております。まず、請願第11号2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める請願については産業厚生常任委員会への付託、次に、陳情第2号再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を国に求める陳情について、陳情第3号「高校・大学教育の無償化」の前進を求める陳情について、陳情第4号「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める陳情について、陳情第5号「ゆきとどいた教育」の前進を求める陳情について、この4点については総務文教常任委員会への付託としておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、請願第11号については産業厚生常任委員会に、陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号については総務文教常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

従って、請願第11号につきましては産業厚生常任委員会に、陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号については総務文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第16、意見書案第10号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番山田議員。

8番

山田議員

それでは、文書を朗読させていただき説明とさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第16、意見書案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、意見書案第10号については原案のとおり可決しました。

日程第17、承認第1号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、関係議員を公務出張派遣することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

質疑なしと認めます。従って、日程第17、承認第1号については別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。休憩します。これより議長室において、議会運営委員会の開催をお願いいたします。10時30分ごろ再開します。

(休憩 午前10時15分)

(再開 午前10時30分)

議長

再開します。

お諮りします。意見書案第11号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第11号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第11号について、提出議員からの説明を求めます。

1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

1番櫻井です。それでは意見書案の本文を読み上げまして説明に代えさせていただきたいと思います。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしのこえ)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第11号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第12号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第12号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、意見書案第12号について提出議員から説明を求めます。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

1番櫻井です。それでは、意見書案の本文を読み上げまして、説明に代えさせていただきたいと思います。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第2、意見書案第12号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第13号地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第13号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3、意見書案第13号について提出議員からの説明を求めます。1番櫻井議員。

1番

櫻井議員

1番櫻井です。これもまた意見書案の本文を読み上げまして、説明に代えさせていただきたいと思います。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって追加日程第3、意見書案第13号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第14号平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第14号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第4、意見書案第14号について提出議員からの説明を求めます。6番千葉議員。

6番

千葉議員

6番千葉です。本文を読み上げまして、説明に代えさせていただきたいと思います。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第4、意見書案第14号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第15号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第15号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5、意見書案第15号について提出議員からの説明を求めます。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。同じく、意見書案を読み上げまして、説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第5、意見書案第15号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第6として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第2号を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

追加日程第6、承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書は、お手元に配布したとおりであり

ます。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施進することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案8件で原案可決6件、修正案可決1件、同意1件。認定2件で、特別委員会付託2件。報告6件で採択5件、報告1件。意見書案6件で原案可決6件、請願1件で委員会付託1件、陳情4件で委員会付託4件、承認2件で決定2件。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議を閉じます。平成26年第8回平取町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでございました。

(閉会 午前10時58分)